（農地利用集積円滑化事業規程の作成の手続）

第十二条の十五　法第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が法第十一条の十一第一項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、当該同意市町村の長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

第十二条の十六　第十二条の十三の規定は、法第十一条の十一第四項の規定による公告について準用する。

第十四条第一項第二号中「第二条第七項に」を「第二条第三項に」に改め、同号ロ及びハ中「第二条第七項第二号ト」を「第二条第三項第二号チ」に改め、同条第二項中「法第六条第六項の同意を得た市町村（以下「」及び「」という。）」を削る。

第十六条の次に次の一条を加える。

（農用地の利用状況の報告）

第十六条の二　法第十八条第二項第七号の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同意市町村の長に提出して行わなければならない。

一　法第十八条第二項第六号に規定する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　前号の者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

三　前号の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

四　第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

五　地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六　第一号の者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七　その他参考となるべき事項

2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前項第一号の者が法人である場合には、定款の写し

二　その他参考となるべき書類

第十七条中「第十八条第二項第六号」を「第十八条第二項第八号」に改める。

第十八条中「第三号又は第四号」を「第四号又は第五号」に、「第五号又は第六号」を「第六号又は第七号」に改め、同条第二号中「及び第四条第二号」を削り、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　農地利用集積円滑化団体が第一条の二第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業（法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を除く。）の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

第十九条中「しようとする」の下に「農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善事業を行う」を加える。

第二十条の三を第二十条の四とする。

第二十条の二の見出し並びに同条第一号及び第二号中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改め、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積計画の取消しの公告）

第二十条の二　法第二十条の二第三項の規定による公告は、農用地利用集積計画のうち法第二十条の二第二項各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

第二十一条の三及び第二十二条中「第二十三条の二第一項ただし書」を「第二十四条第一項ただし書」に改める。

第二十三条第一項第二号中「第十八条第三項第三号」を「第十八条第三項第四号」に改め、同条第二項中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第二十四条中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第二十五条中「第二十三条の二第二項」を「第二十四条第二項」に、「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改める。

第二十五条の二中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第二十六条から第四十条までを削り、第四十一条を第二十六条とする。

別表中「法第十八条第三項第二号ハに掲げる要件」を「その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。」に改める。

別記様式を削る。

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二十六号の二中「ホ」を「ヘ」に改め、同号に次のように加える。

ホ　当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち前条第一号ロからニにまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して八年を経過したものであること。

第四条の四第一項第二十七号中ホをヘとし、への次に次のように加える。

ト　当該計画に従つて法第十条第三項各号に掲げる土地を農用地等以外の用途に供することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第四条の四第一項第二十七号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該計画に従つて当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証する旨の定めがあること。

第四条の四第一項第二十八号ホ中「第四条の三」を「前条」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該施設の設置により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。